

工 事 中 の 消 防 計 画

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、_____の工事中の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この計画は、_____の工事を行う部分に出入りするすべての者に適用する。

(防火管理業務の委託について) 【 該当・非該当 】

第3条 委託を受けて工事中の防火管理業務に従事する_____は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理業務の委託状況は、【別表1】のとおりとする。また、【別表1】には防火管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限をもって、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)
- (2) 消火、通報及び避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施及び監督
- (4) 火気の使用、取り扱いの指導及び監督
- (5) 工事関係者に対する防災教育の実施
- (6) 防火担当責任者、火元責任者の指導及び監督
- (7) 管理権原者への提案及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

(消防機関との連絡)

第5条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
- (2) 消防計画作成(変更)届出
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 工事内容の大幅な変更
 - ウ 自衛消防組織の大幅な変更
- (3) 自衛消防訓練実施の事前通報と指導の要請

- (4) その他防火管理について必要な事項
- 2 防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し、保管するものとする。

(火災予防のための組織)

第6条 工事中における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火元責任者を置くものとし、【別表2】のとおり責任区分を定めるものとする。

(防火担当責任者の業務)

第7条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第8条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

(火気等の使用制限等)

第9条 防火管理者は、次の事項について喫煙、工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材及び火気等の使用制限を行うものとする。

- (1) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- (2) 工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材の場所の指定
- (3) 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (4) その他必要と認められる事項

(火気等の使用時の遵守事項)

第10条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気使用設備を使用する場合、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 使用設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 指定された喫煙場所以外では、喫煙してはならない。

(工事に伴い機能に支障を生じる設備等)

第11条 防火管理者は、工事に伴い消防用設備及び避難施設等の機能に支障を生じる場合は、【別表3】及び【別表4】により代替となる措置を講じるものとする。

(工事に伴い使用する資機材等の管理)

第12条 工事施行責任者は、工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材等を防火管理者に事前に届出するとともに、その管理については【別表5】によるものとする。

(工事に伴い取り扱う危険物等の管理)

第13条 工事施行責任者は、工事に伴い取り扱う危険物等を防火管理者に事前に届出するとともに、その管理については【別表6】によるものとする。

(施設に対する遵守事項)

第14条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難の障害となる設備の設置又は物品を置かないこと。
- (2) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (3) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 防火戸に近接して、延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(工事関係者の遵守事項)

第15条 第12条及び第13条に係る工事を行う者は、防火管理者が作成した消防計画に記載されている内容を遵守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し、必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

(自主点検検査)

第16条 消防用設備等の点検及び建物、火気使用設備並びに危険物等の検査は、【別表7】に定める検査表に基づき定期的実施するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第17条 防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに管理権原者に報告するものとする。

(自衛消防隊の組織と任務)

第18条 _____の自衛消防隊の組織として_____を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を【別表8】のとおり編成するものとする。

(避難経路図)

第19条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底するものとする。

(防災教育及び訓練の実施)

第20条 防火管理者及び工事施行責任者は、自衛消防隊の消防技術及び工事関係者の防火意識の向上を図るため、次の防災訓練及び教育を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊による消火、通報、避難訓練
- (2) 工事関係者に対する消防用設備等の設置場所、使用方法及び避難経路等の周知
- (3) 工事関係者が火災予防上遵守すべき事項の周知

2 工事関係者に対する防災訓練及び教育は、次の時期に実施するものとする。

- (1) 工事開始前___月___日に自衛消防隊員が参加して実施する。
- (2) 教育は工事開始前に工事関係者に対して行う。新規の工事関係者に対しては、その都度行う。

附 則

この消防計画は、_____年___月___日から施行する。

【別表1】

工事期間中の防火管理業務の委託状況表

受託者氏名（名称）			
受託者住所（所在地）			
連絡先（電話番号）			
委託状況	□ 常駐	常駐場所	
		常駐人数	
		委託時間	
	□ 巡回	巡回回数	
		巡回人数	
		委託時間	
	□ 移報	待機場所	
		到着所要時間	
		委託時間	

- 備考 1 □印のある欄については、該当の□印に✓を付けること。
2 防火管理業務を委託している旨の契約書の写しを添付すること。

【別表2】

工事中の火災予防のための組織

防火管理者		役職・氏名	
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	担当員	担当区域	担当員

【別表3】

機能に支障を生ずる消防用設備

機能に支障を生ずる消防用設備	区 域	支障を生ずる期間
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
代 替 措 置 等		

【別表4】

機能に支障を生ずる避難施設等

機能に支障を生ずる避難施設等	区 域	支障を生ずる期間
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
		月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
代 替 措 置 等		

【別表5】

工事に伴い使用する火気使用設備器具及び資機材

資機材の種類	数量	使用場所	使用する期間
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
管理の方法等			

【別表6】

工事に伴い取り扱う危険物等

危険物等の種類	数量	取扱う場所	取り扱う期間
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
			月 日～ 月 日
管理の方法等			

【別表7】

日常の自主検査表

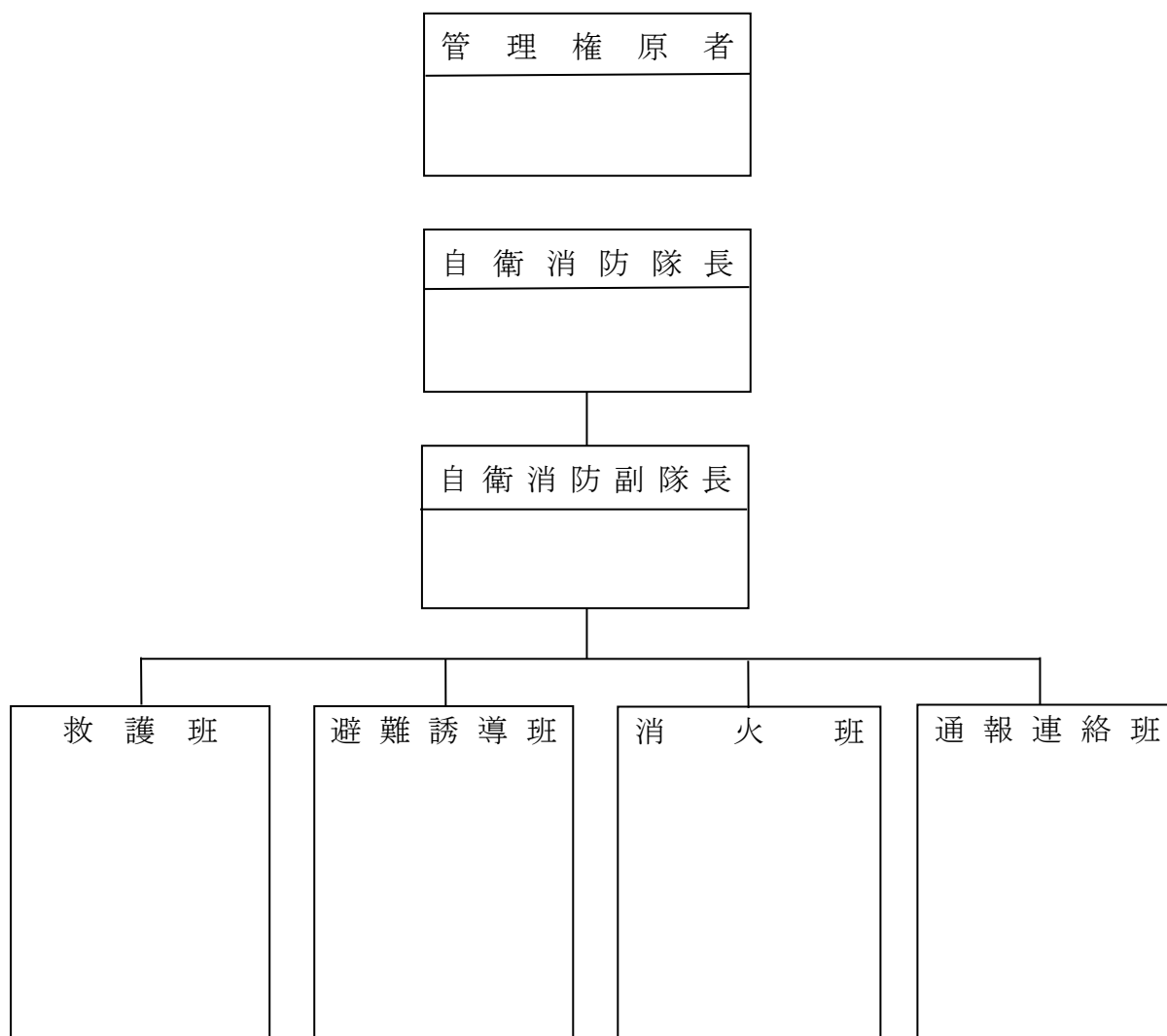
日	曜日	検査項目										備考	
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸殻処理	消防用設備等				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況		危険物の保管状況
					消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	その他					
※ 記入方法 ○ : 正常 × : 不良 ⊗ : 即時改修済み												確認印	工事責任者

日 常 の 自 主 検 査 表

日	曜日	検 査 項 目										備 考	
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸殻処理	消 防 用 設 備 等				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況		危険物の保管状況
					消 火 器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	そ の 他					
※ 記入方法 ○ : 正常 × : 不良 ⊗ : 即時改修済み												確認印	工事責任者

【別表8】

自衛消防隊の編成表



【別表9】

消防活動任務分担表

担当係	任務内容
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関への通報 館内への伝達、関係者への通報
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所への急行 消火器等による初期消火
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 非常口の開放、避難誘導 避難器具の設定、操作 負傷者及び逃げ遅れた者の確認
救護班	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者に対する応急措置 救急隊との連携、情報の提供